

## 消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

日頃より、桐生ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金<sup>※</sup>を改定いたします。

※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

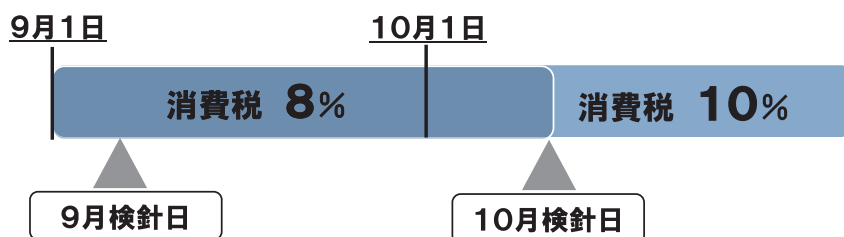
### 「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、当社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して下記の対象契約種別をご契約のお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

### 経過措置とは

2019年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客さま



### 対象契約種別

一般契約、ガス空調契約、小型空調契約、ガス温水床暖房契約、家庭用コージェネレーションシステム契約、暖房・給湯契約、学校用暖房契約、業務用ボイラー契約、業務用契約

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

契約種別	適用条件	区 分		旧料金表 (税込 8%)		新料金表 (税込 10%)				
				旧基本料金(円/月)	旧基準単位料金(円/m <sup>3</sup> )	新基本料金(円/月)	新基準単位料金(円/m <sup>3</sup> )			
一般契約	なし	A	0~25 m <sup>3</sup>	777.60	144.90	792.00	147.58			
		B	26~250 m <sup>3</sup>	1,051.92	133.94	1,071.40	136.42			
		C	251 m <sup>3</sup> ~	2,904.12	126.53	2,957.90	128.87			
ガス空調契約	1年を通じてガス空調機器を効率的に使用し、専用の計量器を設置するもので、個別に契約使用可能量を定めるもの	一種	年間使用量 30,000 m <sup>3</sup> 以上	その他期(4月~11月) 冬期(12月~3月)	27,000.00	流量基本料金 309.96(円/m <sup>3</sup> )	その他期:89.37 冬期:99.63	27,500.00	流量基本料金 315.70(円/m <sup>3</sup> )	その他期:91.02 冬期:101.47
			二種	年間使用量 10,000 m <sup>3</sup> 以上 30,000 m <sup>3</sup> 未満		その他期(4月~11月) 冬期(12月~3月)			18,360.00	
		小型空調契約		小型ガス空調機器(GHP や 30US.RT 以下の吸収式)を使用し、専用の計量器を設置するもの	一種	年間使用量 2,500 m <sup>3</sup> 以上	その他期(4月~11月) 冬期(12月~3月)	2,376.00		その他期:106.11 冬期:115.83
			二種			年間使用量 1,250 m <sup>3</sup> 以上 2,500 m <sup>3</sup> 未満	その他期(4月~11月) 冬期(12月~3月)		1,296.00	その他期:111.78 冬期:121.23
三種	年間使用量 1,250 m <sup>3</sup> 未満	その他期(4月~11月) 冬期(12月~3月)		810.00	その他期:116.10 冬期:125.28	825.00	その他期:118.25 冬期:127.60			
	ガス温水床暖房契約	エネルギー源としてガスを利用する温水床暖房設備を使用するもの	その他期(5月~11月)		1,296.00		115.50	1,320.00	117.64	
冬期(12月~4月)			1,944.00	1,980.00						
家庭用コージェネレーションシステム契約	ガスエンジン・ガスタービン・燃料電池等の家庭用コージェネレーションシステムを使用するもの	その他期(5月~11月)		939.60	126.03	957.00	128.37			
		冬期(12月~4月)	(0~60 m <sup>3</sup> )	939.60	126.03	(0~60 m <sup>3</sup> )	957.00	128.37		
			(61 m <sup>3</sup> 以上)	3,240.00	87.69	(61 m <sup>3</sup> 以上)	3,300.00	89.32		
暖房・給湯契約	エネルギー源としてガスを使用する暖房機器および給湯機器を併せて使用し、1 需要場所におけるメーター号数が 16 号以下のもの	その他期(5月~11月)		1,296.00	116.85	1,320.00	119.02			
		冬期(12月~4月)		1,944.00		1,980.00				
学校用暖房契約	学校で冬期のみ(12~4 月)に、エネルギー源としてガスを利用する暖房設備を使用し、1 需要場所におけるメーター号数が 25 号以上のもの	冬期(12月~4月)		4,644.00	124.47	4,730.00	126.77			
業務用ボイラー契約	エネルギー源としてガスを使用する蒸気ボイラー(換算蒸発量 500kg/h 以上)、温水・真空式温水ヒーター(出力 349kW 以上)、業務用給湯機器(能力合計 192 号以上)を使用し、個別に年間使用量を契約いただき、引取量 80%以上を契約できるもの	一種	年間使用量 48,000 m <sup>3</sup> 以上 102,223 m <sup>3</sup> 未満	59,400.00	71.82	60,500.00	73.15			
		二種	年間使用量 24,000 m <sup>3</sup> 以上 48,000 m <sup>3</sup> 未満	28,080.00	85.05	28,600.00	86.62			
業務用契約	業務用利用を目的とし、年間使用量が 3,000 m <sup>3</sup> 以上で 1 需要家におけるメーター号数が 8 号以上のもの。ただし、3 種を除くほかの契約については個別に年間使用量を契約いただき、引取量 80%以上を契約できるもの。	一種	年間使用量 70,000 m <sup>3</sup> 以上 102,223 m <sup>3</sup> 未満	59,400.00	97.47	60,500.00	99.27			
		二種	年間使用量 40,000 m <sup>3</sup> 以上 70,000 m <sup>3</sup> 未満	28,080.00	102.33	28,600.00	104.22			
		三種	年間使用量 3,000 m <sup>3</sup> 以上 40,000 m <sup>3</sup> 未満	3,240.00	111.18	3,300.00	113.24			

● 実際に適用する単価 (円/m<sup>3</sup>) は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。

- 詳細は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。（URL：<https://www.kiryu-gas.co.jp>）
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。



桐生ガス株式会社（小売登録番号D0017）

住所 群馬県桐生市仲町3丁目6番32号

【お問い合わせ窓口】

桐生ガス株式会社 総務部 料金係

TEL 0277-44-8142

受付時間 9:00~17:00

（土・日・祝日を除く）

⚡️ 桐生ガスでんき ⚡️  
はじめませんか？



桐生ガス株式会社 0277-44-8141